

一、議長、中面虎藏君、九番

一九番 神野藤操君 水道会計の問題についてはどうした経過か、この中にどう切当をばすとしますのか、面書及恒生組合については数回的にはどう切当かも知れませんが、校板いり案に知らなくどうなるうちにどう切当か、どうくち切りか、どうしないので、一時立替で振る切当、どうする目的か、あらう、そのために、財主替文という事や、校板いせしめ切当をいふは必ず、どうするは必ず、あらう、どうする、と、余計な事かも知れませんが、繰上り金として、はきりした手配をせしめ、切当をいふは、こうした問題は起らなかつたわけだ、この問題に對し、素直に、この場を認め、もういふいと困る。

一、議長(中西廣藏君) 大野訥務課長

一、総務課長（大野忠一君）
飯板いり仲おごぶり等かたしおにきり今年度に

加えてして千三百萬一千円が、十年以内で支払うのを要するもの

福生町議会

年度について予算のわくがあまりまよひのやうな九年度予算で十年年度
分を計上してゐたのを、支拂ふという方法で措置したわけがござい
ます。この措置の方法は好い方法ではなかつたと思ひますが、十年
年度の決算認定、十一年度の予算の際に説明申して、お認めさいと
なつておやりと存じておられます。

一九番(神野藤探忍) 議長

一、議長、中西虎藏、君一
九番

一九番(神樂操君)
お互にやり合つても随分は少くないと思ふ事か、長

レ私め今もや話レてゐた事はすてふかと思ひます。のうてお細かい事は特別委員会にわけてやらせていただくかと思ひます。のう、今回はこの程度で終りたいと思ひます。

一議長、中西虎蔵君、以て議事次第並其の質疑を説明いたします。おはな
りいたします。こゝで暫時休憩、午後四時より再開いたします。と思ひます。

か……」(議長と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 九番

一十九番(神野藤探君)

休憩するのの良か否かこの問題については質疑

を打切らば討論という事にもなるので、おそろく委員会付託にすると

思ひますので、後の問題も関連する事項でありますので本件については

特別委員会に付託してから休憩願ひたいと思ひます。

一議長(中西虎蔵君)

さういふ着議員の今の動議に同意し、休議を認めんぬ。

(心答なし)

一十番(石川信義君) 議長

一議長(中西虎蔵君) 十八番

一十番(石川信義君)

神野藤探議員の言うように本件は「初質疑を打

切つた」といふ事ならば特別委員会に付託してその後休憩していいから

いいと思ひます。

一議長(中西虎蔵君)

おかけいたします。議案第三号についてさしては特

別委員会に付託し、詳細な質疑を願ひたいと思ひますので、さういふ

議ありませぬ。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)

休議をなしと認めます。さういふ決定はさ

ました。さういふ特別休憩いたします。

休憩 午後十二時 六分

南議 午後 一時 十分

一議長(中西虎蔵君)

休憩前に引き続き議事を行います。

一議長(中西虎蔵君)

日程第三号地方財政用建特別措置法の運用並に負担

手当に関する陳情書陳情第三号の質疑を願ひます。

一十番(石田博君)

議長

一議長(中西虎蔵君)

十番

二十番(岩田博君)　この陳情第三号と関連するものらしいのでしようか
……　実は第一回定例会に於いて人事院勧告の存在を目に、それ
から年度末手当の〇・四五〇・三に減ったという事や職制組合から陳情書
が提出された、給与委員長の報告など何人かの秘書が善処するといふ事
が明らかになりました。その時の議会で善処すると言つておきながらさう
まゝで口回答という事は、議会の軽視も甚しいと思ひます。お切實さし
ないと困ります。

一議長（中西虎蔵君） 先陣という事ですが、今の議題は御承知であらうと思
います。當時の臨時委員長に求めた事はむづかしいのではないかと思ひ
ます。

二十番（岩田博君） どうしても、総務委員長に求めろの、難しいワ、善処さ
れろかどうか、総務委員長に和言さして、前の陳情が解決しないの
に、後の陳情が解決するはずはない、もつと順にやろうもない、議今

不善処であると決り、切き手からせ、口固答という事は、議令輕視も甚しい
のではないか……

一、議長（中河房蔵君） 回答に「それは議長としては聞いちゃおかないんです」

二十番(岩田博君) 更はこの陳情に對して町長室に行き、平井の
件が事から、何んかあの物で善処するといふ事だ、その故も善処して
くれるものと思つて、その事を歸つたんです、その後職員組合に会つた
ところ、回答といふ事だ、あのわけです。それで、町長の真意がどこにある
のか、おせないならばおせないとはいふ、どうなるかはわかりません、
あの物で善処するといふ、その物、議会の議決をしていただきな
らう、といふ事は、なんでも馬鹿にされたようでは、おかしな事ではない。

一、議長（中西君蔵君） 今回の陳情書に伴う、前の陳情書の未解決は、この陳情書の審議会でさるまいので、此後本委員長から意見を求められ

一、三番（大久保君） 給子設計の図表について、臨時の総務委員長のほう
 の事情について申し述べようという意見がありました。町長のほう
 には、臨時委員長の経過、概要について、議会の報告に通りかざら
 ないで、審議過程といえし、これは、わが町の総務委員会として、臨
 時の審議にのりまわす、やはり理事者の意向等と十分検討した上
 かり、臨時委員会として決定したとわかります。その過程から、総務委
 員会がどうして、議会の報告にたてまつり、議会の委員長報告の周
 り決定したかわります。その点に善処する、という関係は、執行機
 関に交付する、その関係であつて、交付する、かわります。その理
 由、その意、その善処する、その点にたてまつります。

一、十番（岩田博君） 議長

一、議長（中西虎蔵君） 十番

一、十番（岩田博君） 善処する、という回答が、町長からあつた、という事、

私は町長から、お答を願ひます。

一、議長（中西虎蔵君） 石川町長

一、町長（石川常太郎君） 委員長の決定を願ひ、議会の決議も、その
 の、私も、もちろん、理解も、その、十分尊重いたして、する、と、たてまつ
 り、という、お答は、もう、わかります。予算を、伴う、もの、その、その、
 時期、的、に、いう、事は、申し、述べ、お答え、いたし、ます。例え、願ひ、は、その、
 ても、機会、を見、善処、いたし、と思つ、て、あります。

一、十番（岩田博君） 議長

一、議長（中西虎蔵君） 十番

一、十番（岩田博君） たい、い、ま、の、お答、に、對し、私は、不思議、に、思つ、て、ま
 じ、います。その、道路、舗装、の、陳情、とは、問題、の、趣、う、と思つ、て、いつ、に、か、と
 言つ、ても、主旨、が、違ひ、ここ、は、その、お答、の、お答、を、い、ふ、とい、う、お答、
 并、た、い、ふ、お答、に、お答、の、審議、に、た、り、たい、と思つ、て、ま、す。

一議長(中西虎蔵君) 特別委員会と議の事。よろこぶよう決定いたします。
した。なお本委員会の審査報告は本会期中に御覧いただきます。
一議長(中西虎蔵君) 以上で本日の日程は全部終了いたします。
おはかりいたします。特別委員会日程についてはお手もとに配布の令
議日程によりたいと思っております。これに御賛成ありませんか。

一九番(神野藤操君) 議長

一議長(中西虎蔵君) 九番

一九番(神野藤操君) この日程表のうしろですと、本日の委員会はない事
にござい。先程の議では、本会議の終るから委員会のあるという事に
なつていふので、その是がどうか、委員長との話し合ひの方
決まるところでよいと思います。

一議長(中西虎蔵君) したがう九番議員さんからの御意見をござります
の。特別委員会の令議日程に基き、御依頼の用今後さうぞく特別

委員会を用うは、特別委員会のあり方等十分御検討いただき
さういと思ひます。

一十番(岩田博君) 特別委員会の傍聴を許していただくか、ないと思ひ
ます。あつたか、ないか。

一議長(中西虎蔵君) それは特別委員会が決めることだと思います。
さういふ事は、委員会のやりなすという事だ、という者あり
さういふ事です。

(「了解」と言う者のあり)

一議長(中西虎蔵君) やつては御賛成なれと御のさう決定いたします。
す。本日はこれをもって散会いたします。

午後一時 三十八分散会

本会議の次第は、書記市川昭利の記載したもののとおりか
やう内容の正確なる事を証するたため、ここに署名する。

昭和四年六月一日

福生町議会議長

中西虎藏

議員

小堀仁七

議員

畑利晋

議員

村野玄



昭和四年六月十一日

第二回 福生町議会議臨時会之議録(第三日目)

第三日目

第二回臨時

昭和四十年六月十二日第二回福生町議会臨時会々議録(第三日)

昭和四十年六月十二日第二回福生町議会臨時会々福生町役場議場に招集
されし。

一 出席議員十七名のありし。

一番 小堀仁一君 二番 細利晋一君 三番 杉野弘君

四番 川辺忠蔵君 五番 斎藤 博君 六番 林 幸男君

七番 大沼秀伍君 八番 塩野鉄之助君 九番 神野藤次郎君

十番 名田 博君 十一番 笠本逸夫君 十二番 中村国太郎君

十三番 高崎豊吉君 十四番 加藤清一君 十五番 上石格吉君

十六番 岸 茂君 十七番 高橋千春君 十八番 石川信義君

十九番 杉本亨雄君 二十番 大野行天君 二十一番 堀川 実君

二十二番 田村匡雄君 二十三番 大久保一朗君 二十四番 中西虎蔵君

一 不在議員十七名のありし。

不承認議員なし

出席議員は次のとおりである

一番小堀仁七君 二番鮎瀬晋一君 三番杉野弘君
四番川辺忠蔵君 五番斎藤隆君 六番林幸男君
七番大沼秀伍君 八番塩野鉄之助君 九番神野藤操君
十番岩田陣君 十一番安本益大君 十二番中村国大君
十三番高崎豊吉君 十四番加藤清一君 十五番上石拾吉君
十六番大森 十七番高橋十春君 十八番石川信義君
十九番杉本奇雄君 二十番坂川 寅君 二十一番田村匡雄君
二十二番大久保一郎君 二十三番中西虎蔵君
出席議員は次のとおりである

三番大野行夫君

議事事務局の職員は次のとおりである

議事事務局長島田徳君 書記野崎薫君 市川昭利君
一方員は法律百三十一条の規定により、会議事決明のため出席を求めたもの
は次のとおりである

野崎石川常太郎君 助役森田幸造君 助役秋山誠一君
教養係崎俊夫君 総務大野忠一君 森田徳君
上野重勝君 所田倍二君 藤五子国利君
五石徳男君 高水 求君 齋貫井喜八次君
齋藤本孝蔵君 田村忠雄君

本日の議事日程は次のとおりである

日程第一 福生町財政再建計画の申し出について 議案第三号(審査報告)

日程第二 福生町の取職員の給与に関する条例の部を改正する条例案

議案第三号

(審査報告)

日程第三 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の部を改正